

2019年度条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業 仕様書

1 事業の趣旨

平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について」等に基づく条約難民（その家族を含む。以下同じ。）等及び平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」等に基づく第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対する、日本語習得のための便宜供与を行う事業の実施により、我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

1) 条約難民に対する日本語教育事業

(1) 通所式の定住支援施設における日本語教育

- ① 外務省予算により「難民等定住支援事業」の実施のために設置される通所式の定住支援施設（首都圏）（以下「定住支援施設」という。）における、条約難民（2019年度においては予算上29人を予定）を対象とした572授業時間（1授業時間は45分とする）の日本語教育（クラスは、受講者の数や状況に応じて、昼間クラスと夜間クラスを合わせて3クラス程度設置。）を行う。昼間クラスは、原則として1日6授業時間、夜間クラスは、原則として1日3授業時間行う。また、必要に応じて補講が行える体制を取る。

なお、時間割等は、外務省予算により実施される「難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算により実施される「難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等と調整を行う。

- ② 面接（テスト）を行い、受講者の日本語能力に合わせた効果的な日本語教育を行う。
- ③ 授業によって担当講師の交代は可能だが、効果的な日本語教育を実施するために授業内容の引き継ぎを十分に行う。また、定期的に課題やプログラムについて検討するための担当講師等による会議を行い、その結果等を文化庁に報告する。

※ 日本語教育を実施するに当たり、クラス編成については、効率的かつ効果的な事業実施の観点から条約難民と第三国定住難民の合同クラス編成を妨げない。ただし、条約難民に対する日本語教育事業に要する経費と第三国定住難民に対する経費は区別して管理し、報告すること。

(2) 教科書及び学習教材の提供等

- ① 条約難民等に対し、日本語教室で使用する教科書を提供する。
- ② 条約難民等に対し、学習教材（条約難民等の使用言語に翻訳されたもの）を必要に応じて提供する。
- ③ 条約難民等の日本語学習支援者ほか、日本語教育に関わる者に対し、学習教材等を必要に応じて提供する。提供先及び提供した学習教材等のリストを作成し、文化庁に報告を行う。

(3) 日本語教育相談

定住支援施設に日本語教育に係る相談窓口を設け、日本語教育相談員を配置して指導・助言を行う（訪問相談を含む）。また、指導・助言を行った内容については、毎月5日まで（2020年3月分については当月末日まで）に前月分の相

談を受けた年月日・相談者・相談内容・対応を書面により文化庁に報告する。ただし、緊急を要する報告案件については、その都度報告する。

(4) 本件事業に関する広報活動

条約難民に対する日本語教育事業に関する広報資料の作成及び広報活動を行うこと。

2) 第三国定住難民に対する日本語教育事業

(1) 通所式の定住支援施設における日本語教育

- ① 定住支援施設における、第三国定住難民（2019年度においては予算上30人を予定）を対象とした572授業時間（1授業時間は45分とする）の日本語教育（クラスは、受講者の数や状況に応じて、4クラス程度設置。）を行う。また、必要に応じて補講が行える体制を取る。

なお、第三国定住難民は、外務省予算により実施される出国前研修において入門の日本語研修を受けた後、2019年9月下旬頃に入国予定であり、時間割等は、外務省予算により実施される「難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算により実施される「難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等と調整を行う。

- ② 面接及びテストを行い、受講者の日本語能力に合わせたクラス分けを行い、定住後の日常生活を営む上で必要となる日本語を身に付けられるよう、効果的な日本語教育を行う。
- ③ 授業によって担当講師の交代は可能だが、効果的な日本語教育を実施するために授業内容の引き継ぎを十分に行う。また、定期的に課題やプログラムについて検討するための担当講師等による会議を行い、その結果等を文化庁に報告する。

※ 日本語教育を実施するに当たり、クラス編成については、効率的かつ効果的な事業実施の観点から条約難民と第三国定住難民の合同クラス編成を妨げない。ただし、条約難民に対する日本語教育事業に要する経費と第三国定住難民に対する経費は区別して管理し、報告すること。

(2) 教科書及び学習教材の提供等

- ① 第三国定住難民に対し、日本語教室で使用する教科書を提供する。
- ② 第三国定住難民に対し、学習教材（第三国定住難民の使用言語であるビルマ語・英語に翻訳されたもの）を必要に応じて提供する。
- ③ 第三国定住難民の日本語学習支援者に対し、学習教材等を必要に応じて提供する。提供先及び提供した学習教材等のリストを作成し、文化庁に報告を行う。
- ④ 2015～2017年（平成27～平成29年）度事業「第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための通信による読み書き支援ツールの開発」により作成した教材「社会参加のための日本語通信講座」を難民及び定住先の日本語学習支援者が活用できるよう、必要に応じて教材提供や翻訳、説明会、研修会を行う。

(3) 日本語教育相談

定住支援施設に日本語教育に係る相談窓口を設け、日本語教育相談員を複数名配置して、第三国定住難民及び定住先の地方公共団体や支援関係者からの相談に対応し、適宜助言を行う（訪問相談を含む）。また、相談対応・助言を行った内容については、毎月5日まで（2020年3月分については当月末日まで）に前月分の相談を受けた年月日・相談者・相談内容・対応を書面により文化庁に報告する。ただし、緊急を要する案件については、その都度報告する。

特に、第三国定住難民の児童・生徒に対する日本語学習支援及び学校教育等に関する専門性を有する人材を配置又は関係する分野の専門家等と連携し、助言を求めることができる体制を取ること。

(4) 日本語能力及び日本語使用状況調査

2010年（平成22年）度からこれまでに受入れた第三国定住難民の定住支援施設退所後の日本語能力等について入国後3年を経過するまでの間は半年ごとに、3年経過後から5年を経過するまでの間は1年ごとに定期的な調査を行い、5年を経過した後は必要に応じて調査を行うこととし、定住先における日本語教育支援の実施状況及び第三国定住難民の日本語能力等の状況について検証を行う。

また、調査結果の内容については、調査後、文化庁及び定住先の地方公共団体、その他必要な日本語教育の支援関係者に対し、文化庁が別に定める書面により報告する。

なお、調査結果の取扱いについては、第三国定住難民のプライバシーの観点から十分配慮する。詳細は、【別紙1】を参照。

(5) 本事業に関する定住先等への対応

定住支援施設を退所した第三国定住難民が定住する地域の地方公共団体及び日本語教育関係機関等に対し、定住支援施設における日本語教育プログラムの内容及び当該難民の日本語能力の状況等について十分に説明を行い、定住後も当該難民の日本語学習が円滑に行われるよう地域の教育関係者の理解と協力を得るよう努めること。

また、定住後の第三国定住難民の日本語学習支援関係者との情報交換の機会を設け、連携・協力を図るよう努めること。

さらに、定住先地域における定住開始直後の時期に最も重点的な支援が必要となることを踏まえ、定住開始前であっても、定住先地域と緊密に連携しつつ、定住開始直後の定住先地域における定住支援内容の検討・実施について全面的に協力すること。

(6) 定住後の第三国定住難民に対する日本語教育

定住支援施設を退所した第三国定住難民が、定住先の地域において継続的に日本語を学習できるよう日本語教育の支援体制を構築する。

定住先の地方公共団体及び地方公共団体が推薦する支援団体と連携・協力して、下記の取組の中から必要に応じて実施する。「定住後の第三国定住難民に対する

日本語教育」については、400万円以上800万円以下の規模で計画すること。

○定住先の地方公共団体及び学校等の関係機関との連絡調整を行う日本語教育コーディネーターの配置。

○定住先の地方公共団体及び関係機関との定期的な連絡・報告会の開催。

○地域住民や支援者との交流の機会の創出。

○第三国定住難民の生活に配慮した曜日・時間帯に安全に通える教室の提供。

○日本語指導者・支援者の配置及び研修（定住前に実施するものを含む）。

※上記の取組の実施に際し、必要に応じて託児支援を実施する。

実施に際し、当該難民の定住先の地方公共団体等に事前に周知を行い、ニーズ等を把握した上で、年度計画を立て適切な支援を行う。また、実施に際しては文化庁に照会すること。

また、支援内容については、3か月ごとに実施日時・支援内容・参加者を書面により文化庁に報告する。なお、再委託による実施の場合においても同様に照会・報告を行うこと。

(7) 本件事業に関する広報活動

第三国定住難民に対する日本語教育事業に関する広報資料の作成及び広報活動を行うこと。

※ 上記(2)～(7)については、前年度の委託実施団体が支援を行ってきた第三国定住難民も含め実施する必要があるため、当該団体から円滑な引継ぎを受けること。

3 事業実施期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間

2019年4月1日 条約難民及び第三国定住難民（2010～2018年（平成22～30年）度来日）に対する日本語教育事業開始

2019年10月1日頃 第三国定住難民（2019年度来日）に対する日本語教育事業開始

4 留意事項

(1) 文化庁による指示・監督

本委託事業が文化庁の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、受託者は、その遂行に当たり、文化庁の指示・監督に従い活動するものとする。

また、本委託事業の運営方針や個々の業務については、契約締結の前後を問わず、課題が生じた場合又は文化庁から求められた場合には、文化庁の指示・監督に従い活動するものとする。

(2) 定住支援に関わる職員との連携・協力

定住支援施設における日本語教育については、外務省予算で実施される「難民等定

住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算で実施される「難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等に関わる職員とともに行うため、これら定住支援に関わる職員と連携・協力し、定住支援全体の効率化・充実化を図る。

また、定住支援施設退所後の第三国定住難民の日本語教育を円滑に進める上で必要な情報については、定住先の支援状況に応じて、これら定住支援に関わる職員と正確な情報共有を行った上で、その都度文化庁に報告する。

(3) 関係団体等との連携・協力体制の構築

本委託事業の実施にあたり、様々な関係団体等が円滑かつ積極的に連携・協力できる体制を構築する。第三国定住難民に対する日本語教育事業に関しては、定住先の地方公共団体及び学校教育機関、支援関係者との間で、定住支援施設における日本語教育プログラムの実施内容及び当該難民の日本語能力等に関する情報を必要に応じて共有し、定住後の円滑な日本語学習支援体制の構築に資するように努める。

(4) 個人情報の取扱い

条約難民及び第三国定住難民は、本国において政治的意見等、難民条約上の理由に基づく迫害を受けていた可能性があるため、その個人情報の取扱いに十分配慮する。

(5) 学習教材等の著作権

本委託事業によって生じた著作権は全て文化庁に帰属する。また、受託者は文化庁からの公表の指示に従う。

(6) 委託契約

本企画競争を経て選定された受託者と文化庁が締結する委託契約には次の①から⑤に掲げる諸規定が明記されることに留意する。

- ① 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約を履行するに当たって、本委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- ② 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約履行において、本委託事業の一部を第三者に委託しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- ③ 受託者は、前項による再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて再委託に関する事項が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- ④ 支出負担行為担当官が、本委託事業の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- ⑤ 支出負担行為担当官は、本委託事業の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し、本委託事業の履行体制等について書面による報告を求めることができるものとする。
受託者は、支出負担行為担当官より本委託事業の履行体制等について報告を求められた場合には、速やかに支出負担行為担当官に対して書面による報告をしなければならない。

(7) 企画提案について

事業の効率性を高めるため、「1）条約難民に対する日本語教育事業」と「2）第三国定住難民に対する日本語教育事業」において、横断的な実施が可能な項目については、企画を提案すること。

(8) 経費の積算

経費の積算に当たっては、人件費、事業費、再委託費、一般管理費等について、文化庁委託業務実施要領並びに事業実施団体の規定等に基づき適切な経費を計上しなければならない。

また、条約難民に対する日本語教育事業に要する経費と第三国定住難民に対する日本語教育事業に要する経費については可能な限り分けて積算すること。

5 問合せ先

文化庁国語課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階

○事業内容に関する御相談

文化庁国語課日本語教育専門職

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線2644)

FAX 番号 03-6734-3818

E-mail nihongo@mext.go.jp

○会計・経費に関する御相談

文化庁国語課協力推進係

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線4464)

FAX 番号 03-6734-3818

E-mail nihongo@mext.go.jp

第三国定住難民に対する日本語教育事業 第三国定住難民に対する日本語能力及び日本語使用状況調査について

1. 調査の目的

第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから3年を経過するまでの間は半年ごとに、3年経過後から5年を経過するまでの間は1年ごとに定期的な調査を行い、5年を経過した後は必要に応じて調査を行うこととし、当該難民の日本語能力等について調査を行う。

2. 調査の概要

(1) 日本語能力調査について

①調査の対象

定住支援施設退所後に日本に定住した第三国定住難民（以下「被験者」という。）。
※定住支援施設入所時に5歳以上の者。ただし、入所時に5歳未満で定住支援プログラムを受講していない子供が、定住先で小学校入学の学齢に達した場合、入学半年前より本調査の対象に含む。

②調査の内容

第三国定住難民の定住後の日本語能力を半年ごとに測定する。日本語能力については、日常生活を営む上で必要となる日本語の使用場面における課題を提示し、以下の3技能についてその達成度をⅠ入門、Ⅱ基礎、Ⅲ要支援、Ⅳ見守り、Ⅴ自立の5段階12レベルで判定。

- 話す力：日常生活を営む上で必要となる口頭能力
- 読む力：文字情報を読み取る力、文章の内容を理解する力
- 書く力：情報を伝える文字力・文章力・文書作成能力

子供に対する調査は、定住先の学校等の教育機関の実情に応じてDLA（外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント）を実施し、結果を読みかえて報告しても良いこととする。

③調査の方法

日本語能力調査員2名（1名を主査、1名を副査とする。）が一組となり、被験者1名に対し、対面式の調査を行う。時間は1名につき30～45分とする。調査はあらかじめ被験者の同意を得た上で録音・記録し、主査・副査の2名で日本語能力評価基準表（別紙2）に基づき、レベルの判定を行う。

定住後1年後経過した後は、年1回の調査については定住先の日本語能力調査員による簡易調査（主査1名のみによる調査）の実施を可とする。日本語能力調査員は、日本語教育に関する専門性を有する者とする。

④調査結果の報告

被験者に対しては対面調査実施後、日本語能力調査員が日本語能力評価についてポートフォリオ（文化庁指定の様式に従う。）を作成し、フィードバックを行う。文化庁及び定住

先の自治体等に対しては、調査終了後1か月をめどに調査結果を取りまとめ、書面にて報告を行う。また、必要に応じて、被験者及び当該難民の支援者等に対し、日本語能力調査員・日本語教育相談員が今後の日本語学習の進め方や教材等について指導・助言を行う。

(2) 日本語使用状況調査について

①調査の対象

定住支援施設退所後に日本に定住した第三国定住難民及び地域・職場・学校等で当該難民と日本語でコミュニケーションを取る立場にある者（以下「調査協力者」という）。

②調査の内容

文化庁指定の調査票に従い、以下の項目について調査を行う。

1. 日本語学習状況について
 - (1) 日本語能力についての自己評価
 - (2) 日本語学習の状況
 - (3) 日本語の使用頻度や対象
 - (4) 日本語学習に対する希望
 - (5) 定住支援施設における日本語教育プログラムについて
2. 日本語及び母語の使用状況について
 - (1) 家庭内における日本語及び母語の使用状況
 - (2) 母語教育について
3. 学校（保育所）における日本語使用状況について
4. 就労先における日本語使用状況について

③調査の方法

日本語教育相談員が定住先を訪問し、調査協力者に聞き取り調査を行う。対面での調査が困難な場合、電話や書面による調査も可とする。

④調査結果の報告

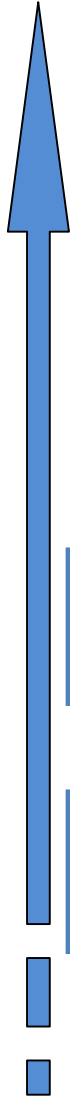
調査終了後1か月をめどに調査結果を取りまとめ、書面にて文化庁に対して報告を行う。その際、必要に応じて、今後の日本語学習支援の在り方等について検討の上、定住先の自治体等に情報共有を行う。

3. その他

- 調査は、年2回実施すること。
- 必要に応じて被験者の言語を理解する通訳を同行させること。
- 調査は、第三国定住難民に対する日本語教育事業の見直し、改善を図るとともに、必要な支援を行うために実施するものであることを調査対象者に十分に説明し、調査結果の利用についても理解を得た上で実施すること。
- 調査の実施に際しては、定住先の自治体等に理解・協力を得るとともに調査対象者の予定や事情に配慮しつつ行うこと。また、必要に応じて外務省の生活状況調査の調査員と調整を行うこと。
- 調査結果については、当該難民や調査対象者等の個人情報を含むことから、取扱いには細心の注意を払うこと。

第三国定住難民に対する日本語能力評価基準表【大人】

段階		レベル	言語行為		
			話す力	読む力	書く力
V	自立	11	時折文法的な誤り等が見られるものの、問題なくやりとりを続けることができる。	時折誤った解釈が見られるものの、辞書等を使いながら様々な文書を読み、内容・情報を読み取ることができる。	時折文法的な誤り等が見られるものの、漢字を交え適切な書式・書体で文書を作ることができる。
IV	見守り	10 9 8	必要に応じて周囲の助けを借りながら、やりとりを続けることができる。	必要に応じて周囲の助けを借りながら、学校や役所等からの文書を読み、おおよその内容・情報を読み取ることができる。	必要に応じて周囲の助けを借りながら、漢字を交え用途に応じた書式で文書（メール・履歴書等）を作ることができる。
III	要支援	7 6 5	助けがあれば、やりとりを続けることができる。	助けがあれば、平易な文章を読み、おおよその内容・情報を読み取ることができる。	助けがあれば、自分に関する基本的な情報や、平易な連絡・報告等の文章を書くことができる。
II	基礎	4 3 2	かなりの助けがあれば、単語や短い文で何とかやりとりできる。	かなりの助けがあれば、ひらがな・カタカナで書かれた平易な文章を読み、その内容・情報を読み取ることができる。生活の中のいくつかの漢字（標識等）の意味を理解することができる。	かなりの助けがあれば、ひらがな・カタカナで平易な文章を書くことができる。
I	入門	1	いくつかの単語を理解し、定型の挨拶と最低限の自己紹介ができる。	ひらがな 50 音を読むことができる。	ひらがな 50 音を書くことができる。
		0	日本語を全く話すことができない。	日本語を全く読むことができない。	日本語を全く書くことができない。



退所時目安

入所時目安

第三国定住難民に対する日本語能力評価基準表【子供】

段階		レベル	言語行為				
			話す力	読む力	書く力		
↑	退所時目安	V	自立	11	時折文法的な誤り等が見られるものの、問題なく年齢や学年に応じたやりとりを続けることができる。	時折誤った解釈が見られるものの、必要に応じて辞書等を使いながら、年齢や学年に応じた読み物を読み、内容・情報を読み取ることができる。	時折文法的な誤り等が見られるものの、必要に応じて辞書等を使いながら、年齢や学年に応じたまとまりのある文章を書くことができる。
		IV	見守り	10 9 8	必要に応じて周囲の助けを借りながら、やりとりを続けることができる。	必要に応じて周囲の助けを借りながら、ある程度の漢字を含む様々な読み物を読み、おおよその内容・情報を読み取ることができる。	必要に応じて周囲の助けを借りながら、ある程度の漢字を含むまとまりのある文章を書くことができる。
↑	入所時目安	III	要支援	7 6 5	助けがあれば、やりとりを続けることができる。	助けがあれば、ある程度の漢字を含む平易な文章を読み、その内容・情報を読み取ることができる。	助けがあれば、ある程度の漢字を含む平易な文章を書くことができる。
		II	基礎	4 3 2	かなりの助けがあれば、単語や短い文でやりとりできる。	かなりの助けがあれば、ある程度の漢字を含む平易な文章を読み、その内容・情報を読み取ることができる。	かなりの助けがあれば、ある程度の漢字を含む平易な文章を書くことができる。
↑		I	入門	1	いくつかの単語を理解し、定型の挨拶と最低限の自己紹介ができる。	ひらがな 50 音を読むことができる。	ひらがな 50 音を書くことができる。
				0	日本語を全く話すことができない。	日本語を全く読むことができない。	日本語を全く書くことができない。

※本調査での評価対象は生活言語とする。学習言語は評価に含まない。